

遺産分割調停の手続について

大阪家庭裁判所 家事第3部遺産分割係

1 遺産分割調停とは？

遺産分割は、遺言書により遺産の取得者が決まっている場合などを除き、原則として法定相続人間の協議によりなされますが、相続人間の協議による遺産分割が困難な場合には、家庭裁判所に遺産分割調停を申し立てることができます。

調停は、あくまで当事者が主体的に話し合う場であり、調停委員会が申立人と相手方の主張を聴きながら、誰にどの遺産をどれだけ分けるのかを合意できるように話し合いを促す手続きです。

遺産分割調停の申立てがあると、原則として、家庭裁判所は、裁判官と民間から選ばれた調停委員（2名以上）とで調停委員会を構成し、調停期日を決めて調停を進めることとなります。

（手続の大まかな流れについては、末尾の「遺産分割手続の流れについて」を参考にしてください。）

※紛争性の低い事案などは、裁判官の判断により、調停期日が開かれないこともあります。

なお、遺産分割調停では、基本的に相続人全員と同時に話し合いをするのではなく、時間を分けて当事者それぞれの話を、調停委員が聴くこととなります。

また、調停は非公開で、関係者の秘密が調停委員等から外部に漏れることはありませんので、ご安心ください。

2 申立ての流れ

① 申立人、相手方について

申立てをする側が「申立人」となります。遺産分割調停は、すべての相続人や包括受遺者（遺言書で「3分の1」のように割合を示して遺産を与えられた者）が当事者となる必要があるため、「申立人」以外の相続人が「相手方」となります。1人が申立人となることもできますし、複数名が申立人となることもできます。

なお、申立人、相手方どちらになっても、有利になったり、不利になったりすることはありません。

② 申立先（管轄）について

各地に家庭裁判所がありますが、それぞれ担当する地域が決まっており、それを「管轄」といいます。調停は、相手方の住所地を管轄する家庭裁判所に申し立てる必要があります。また、申立人と相手方全員の合意により、相手方の住所地を管轄する裁判所と異なる裁判所へ申し立てることもできます。

また、管轄がない裁判所に申し立てられた場合、裁判官の判断により、管轄のある裁判所に事件を送ることがあります。

③ 申立てに必要な書類について

申立書、当事者目録、遺産目録、相続関係図などに記入し、管轄のある裁判所に提出することになります。詳しくは遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。

④ 費用について

被相続人1人あたり収入印紙1,200円が必要です。

また、別途、郵便料も必要になります。詳しくは、遺産分割申立必要書類一覧表をご覧ください。

3 遺産分割調停における留意点について

① 事前協議はしましたか？

遺産分割は、裁判所を利用することなく、相続人間の協議ですることができますので、調停を申立てる前に遺産分割についての協議をしてください。相続人間の協議が調わないときは、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。相続人間で事前に遺産分割協議をすることで、合意できなかった点が明らかになり、調停の進行もスムーズになります。

② 相続人の範囲は確定していますか？

遺産分割調停では、相続人全員の参加が必要です。そのため、申立人は、戸籍などで相続人を確認する必要があります。（大阪家庭裁判所では、申立時に、登記官による認証文付き「法定相続情報一覧図の写し」の提出をお願いしています。相続人を確定する戸籍が揃ったら、「法定相続情報一覧図」を作成し、法務局に申出をしてください。「法定相続情報証明制度」については、法務局のホームページをご確認ください。）

戸籍上では相続人であっても、その前提となる養子縁組の有効性などについて争いがあるケースでは、遺産分割手続の前に、その身分関係について人事訴訟などで先に解決を図るべき場合があります。

③ 相続人の中で、行方不明や生死不明の方がいませんか？

戸籍や住民票などで調査をしても行方が分からない場合、「不在者財産管理人」を家庭裁判所で選任していただくことになります。

※7年以上生死が分からないときには、不在者を死亡したものとみなす「失踪宣告」という制度もあります。

④ 相続人の中に、未成年者や判断能力に疑いのある人がいませんか？

相続人の中に未成年者がいる場合は、その未成年者本人に代わって親権者などが法定代理人として調停に参加することになります。

ただし、親権者も、同じく相続人である場合には、未成年者の利益を保護するために、家庭裁判所で「特別代理人」の選任をする必要があります（親権者自身が相続人ではなくとも、相続人である複数の未成年者の親権者である場合も、同様の手続が必要です。）。

また、認知症などで判断能力に疑いがある人には、「後見等開始の申立て」を家庭裁判所ですることになります。

⑤ 相続人の中に、相続放棄をした人がいませんか？

相続人の中に、家庭裁判所で相続放棄の申述が受理された人がいる場合、その人は初めから相続人とならなかったものとみなされますので、調停の当事者にはなりません。

⑥ 遺産分割協議書や遺言がすでにありませんか？

遺産分割調停は、まだ分けられずに残っている遺産について、分割をすすめていく手続です。そのため、すでに遺産分割協議が済んだ遺産は、遺産分割調停では取り扱うことができません。遺言で取得者が決められている遺産も同様です。ただし、相続人全員の合意があれば、遺言と異なる分割をすることもできます。

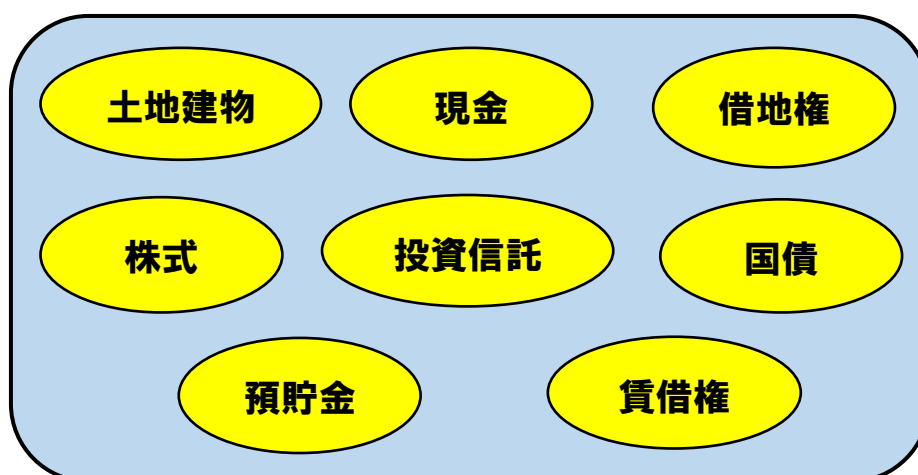
遺言書や遺産分割協議書の有効性が争われているケースでは、遺産分割調停ではなく、先に民事訴訟で解決を図るべき場合があります。また、遺言によって、自らの遺留分を侵害されたと主張する場合にも、遺産分割調停ではなく、「遺留分侵害額(減殺)請求」の調停をすることになります。

なお、遺言や遺産分割協議で取得者が決まっていない遺産については、遺産分割調停を行うことができます。

⑦ 遺産の範囲に争いがありませんか？

遺産分割調停の対象となる遺産は、被相続人の所有や名義で、今も残っている遺産です。分割対象の遺産の一例が、図1となります。（なお、「審判」については、「5 調停で話し合いがつかなかったら」もご覧ください。）

図1 調停でも審判でも当然扱うことができます。

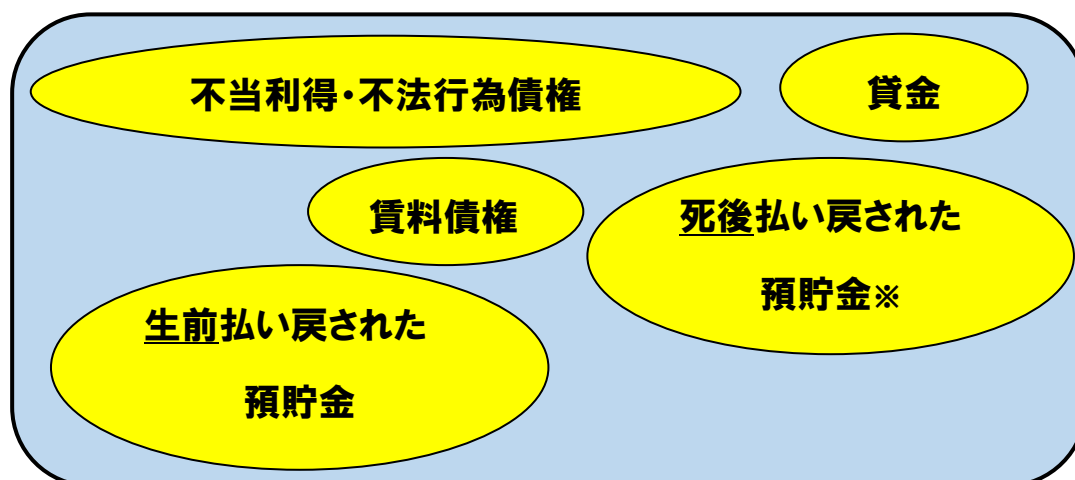


そうした中で、被相続人が存命中や死亡後に、他の相続人が被相続人の預貯金を引き出したり、遺産に属する財産を処分してしまった場合、処分された財産は、原則として遺産分割調停で扱うことができる遺産とはなりません。ただし、相続人全員が合意をすれば、「調停・審判」で扱うことができます。もし、相続人全員が合意できなければ、別途、民事訴訟で争うこととなります。なお、被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合は、被相続人死亡後に処分された財産について、当該処分をした相続人以外の同意さえあれば、これを遺産分割の対象として含めることができます。

合意があれば、「調停・審判」で扱うことのできる遺産の一例が、図

2です。

図2 相続人全員が合意すれば「調停と審判」で扱えます。



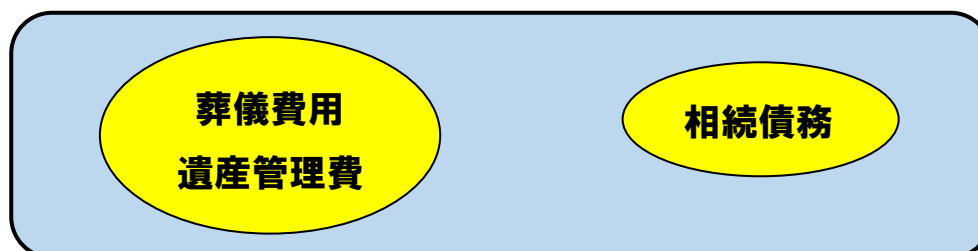
合意できない時 → 民事訴訟等で解決

※被相続人が令和元年7月1日以降に死亡した場合に限り、民法906条の2第2項の処分をした相続人が確定していれば、その相続人以外の相続人全員の合意で足りる。

その他に、図3のような被相続人の葬儀代や債務に関しては、相続人の全員の合意があれば、「調停」で扱うことができます。これらは、相続人全員の合意があっても、「審判」で扱うことはできません。そのため、民事訴訟などで解決を図ることになります。

図3

相続人全員が合意すれば「調停」で扱えます。



合意できない時 → 民事訴訟等で解決

4 調停を円滑に進めるために

家事調停は、当事者全員が主体的に主張立証をしつつ、お互いに譲り合うべきところは譲り合うことで合意をし、お互いに納得できる解決策を見いだすための手続であり、家庭裁判所（裁判官及び調停委員）は公平中立的な立場からそのお手伝いをするものです。

調停を円滑に進めるためには、感情的な言い争いをすること等は控え、前向きな気持ちで、遺産をどのように分けるのかについて話し合う必要があります。

被相続人にどのような遺産があるのかについては、相続人の皆さんご自身で必要な資料を集めていただくことになります。裁判所が何らかの調査等をして遺産を探すことはしませんし、分割対象となる遺産は現存している遺産に限定されますので、滅失した建物等、現存しないものは分割の対象となりません。

他の相続人の言い分と食い違う点を主張するためには、客観的な裏付け証拠を集め、資料として提出する必要があります（資料がない場合、その主張等はお聴きしますが、最終的には取り上げられないこともあります。）。

調停期日には、調停委員が、限られた時間内で、出席された相続人全員のお話を順番にお聴きしますので、まとめて要領よくお話しいただくことが大切です。また、効率的に話し合いを進めるために、口頭による説明が難しい場合には、ご自身の意見を書面にして提出してください。その際に、資料などを添付することもできます。

5 調停で話し合いがつかない場合

相続人の範囲や遺産の範囲など、遺産分割の前提となる問題について、当事者それぞれの言い分があって話し合いで合意ができないケースでは、先に人事訴訟や民事訴訟で前提問題について、解決すべき場合があります。そうした場合には、いったん調停を取り下げてもらったり、「調停をしない」旨の決定をして調停を終了させたりする場合があります。この場合には、調停手続から審判手続へ移行することはありません。





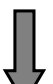


遺産の分割方法について、調停で話し合いがつかないときには、原則として審判という手続に移行し、家庭裁判所が分割方法を判断することになります。この場合、遺産の種類や性質を考慮しながら、どの遺産を誰がどのように取得するか、その他法定相続分とは異なる分け方をすべき事情の有無や程度等について厳密な審理が行われます。

また、審判による分割方法には限界があります（例えば、競売でしか分けられない場合など）から、相続人各自の生活状況や希望に沿えない結論にならないようにするためにはどうしても一定の合意をしなければならない場合があります。したがって、機会があればいつでも話し合いで解決する用意があるという気持ちを最後まで失わないように努めてください。

以上

遺産分割手続の流れについて（概ね①～⑥の順番で検討されます。）

※この表は調停期日が開かれる場合のものであります。

①	相続人の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 通常は戸籍等で確認できます。 ◆ 戸籍の記載が真実の親子関係とは異なるとか、養子縁組や婚姻が無効だといった主張をする場合には、遺産分割の前に、別途、人事訴訟や家事調停等をして養子縁組や結婚の有効・無効を確定させるべき場合があります。
②	遺言書の有無・効力 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 遺言書があれば、これに従って遺産分割の協議をすることになります。ただし、相続人全員の合意があれば遺言の内容と異なる分割をすることができる場合もあります。 <p>なお、遺言書が遺言者の意思に基づいて作成されたものであるかどうか等、遺言書の効力につき意見が分かれた場合には、原則として、遺産分割の前に民事訴訟において遺言の有効・無効を確定させるべき場合があります。</p>
③	遺産の範囲 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被相続人の所有か、他の方の所有かについて争いがある場合、遺産分割の前に、民事訴訟により所有者を確定させる必要があります。 ◆ 貸金等の金銭債権は相続と同時に法定相続分で当然に分割されるものとして扱われるのが原則ですので、これを遺産分割の対象とするには相続人全員の同意が必要です。 (なお、遺産である預貯金は、遺産分割の対象となります。)
④	遺産の評価 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 不動産や非公開株式については、評価額の合意ができなければ、鑑定することになります。費用は相続人の方に負担していただくことになります。
⑤	法定相続分を修正する要素の有無 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各人の法定相続分は、寄与分（財産の維持・形成への貢献）や特別受益（遺産の前渡しの生前贈与・遺贈）により修正されることがあります。 ◆ 寄与や特別受益の事実は、争いがあれば、主張する側が立証する必要があります。
⑥	具体的な分割方法 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各人がそれぞれ現物を取得する方法、一部の相続人が現物を取得し、代わりにお金（代償金）を支払う方法、現物を売却して売買代金を分け合う方法等があります。
⑦	調停成立	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 1人でも調停合意案に反対すれば調停はできません。 (ただし、事案によっては「調停に代わる審判」を行うこともあります。)
	調停不成立  審判手続開始	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 審判手続では判断できる事項が限定されています。一定の事項については裁判官から相続人の間で合意することを勧めることがあります。